

⑤ 低入札価格調査制度における手続きの見直しについて

低入札価格調査制度とは

- 競争入札を行った場合、予定価格の範囲内で最低の価格で入札をした者と契約することが、会計法及び地方自治法の原則となっているが、例外として、低入札価格調査制度及び最低制限価格により、**契約の適切な履行がなされない懸念がある場合には、これを契約から排除**することができる。とされている。
- 本県の**工事のWTO対象案件及び委託の総合評価**においては、**下請企業・労働者へのしわ寄せや安全管理の不徹底を招く恐れのあるダンピング受注排除**のために低入札価格調査制度を導入している。
- 低入札価格調査制度とは、入札の結果、契約の相手方の申込み価格により、当該契約の内容に適合した履行がされない恐れがある場合において、履行ができるかについて調査を行うものである。

現状の問題点

- 現状の試行要領においては、低入札調査基準価格を下回る価格で入札を行った者がある場合には、**入札を一時保留し、低入札調査対象者の全員に対し、資料の提出を通知**し、通知日の翌日から起算して3日以内の提出を求めている。
- 低入札調査については、評価値の順位に関係なく、すべての低入札調査対象者に対し資料提出を求め、提出された資料により**契約履行できるか否かの調査を行うため、事務負担が大きく、落札決定までに多大な日数を要する**ことが問題であった。

○事務負担軽減のため、**評価値が1位の者からの審査**に変更する。

(手順1)

低入札調査対象者がある場合には、入札を一時保留し、**審査を実施する。**

(手順2)

審査の結果、低入札調査対象者でない者が最も高い評価値を得た場合は、**低入札調査を実施せず、最も高い評価値を得た者を落札者**とする。

(逆転ケース)

審査の結果、1位が逆転し、**低入札調査対象者が繰り上がり、審査の対象者**となった場合は、対象者へ資料提出を通知する。(調査辞退の場合有り)

○令和7年度公告から適用する。

